

豊頃町次世代育成支援金制度について

次代を担う子どもたちの健全育成と子育て世代の定住促進を図るため、子育て世帯に対し支援金を支給する制度です。

豊頃町次世代育成支援金					
対象児	出産祝金			健全育成支援金	保育所通所支援金
	第1子	第2子	第3子以降	満1歳から満6歳までの誕生日を迎えた児童	町内の保育所に通所（一時保育を除く）している児童
金額	100,000円 <small>(うち商工会商品券50,000円)</small>	200,000円 <small>(うち商工会商品券100,000円)</small>	300,000円 <small>(うち商工会商品券150,000円)</small>	100,000円 <small>(うち商工会商品券50,000円)</small>	月額5,000円分の商工会商品券
支給対象者	支給時期の属する月の前月の末日において本町の住民基本台帳に6か月以上記録され、現に居住する方で、対象者本人若しくは配偶者が出産し、または満6歳までの児童を養育している方。				
支給時期	出産日から60日後			4月と10月の2期（それぞれ前月の6か月間の誕生日を迎えた分）	4月と10月の2期（それぞれ前月までの半年間の通所分）
申請方法	出生届提出時に福祉係に申請してください。			対象児童を養育している世帯に申請書を送付します。	

【支給の制限】

- 次のいずれかに該当する場合は、支援金の支給はできません。
- ① 申請者および申請者と生計を同一にする方が、町税、町使用料等を滞納しているとき
 - ② 申請者が対象児を養育しなくなったとき
 - ③ 申請者および対象児が町内に居住しなくなったとき
 - ④ その他町長が支給することが適当でないと認めたとき



茂岩栄町町有地を分譲しています

茂岩栄町の町有地(住宅用地)を分譲いたしますので、購入を希望される方は、次の条件をご確認のうえ、豊頃町役場企画課町づくり推進係までお申し込みください。

●主な条件

- ・土地代金は、町の発行する納入通知書により一括でお支払いいただきます。
- ・土地代金の支払が完了した後に所有権移転登記及び引渡を行います。
- ・所有権移転の日から起算して、3年以内に住宅を完成させなければなりません。
- ・所有権移転登記の日から3年間の買戻しの特約登記を付けます。
- ・町の税金や使用料等を滞納している方は購入できません。
- ・その他諸条件がありますので、申し込み時にお問い合わせください。

●分譲地の概要

所在地▽茂岩栄町(旧茂岩保育所跡地)
分譲区画▽6区画(うち1区画売却済み)

番号	地番	面積(m ²)	面積(坪)	価格(円)
①	5番地12	426	129.1	1,161,000
②	5番地13	426	129.1	1,161,000
③	5番地15	432	130.9	1,178,000
④	5番地17	429	130.0	1,170,000
⑤	5番地18	340	129.1	927,000
売却済	5番地19	338	102.4	921,000

面積及び価格▽

問合せ先

役場企画課町づくり推進係
☎574・2216

特定空家解体撤去補助金を活用ください

特定空家解体撤去補助金を活用ください

◆特定空家解体撤去補助金について

市街地に所在する防災上危険な空き家で対象要件を満たす場合、解体撤去費用の一部を補助する制度です。
補助金額▽解体撤去費用の2分の1(限度額・町内事業者利用50万円、町外事業者利用25万円)

自動車税種別割の納期限は5月31日です

自動車税種別割の納期限は5月31日(水)です。納期内に納めましょう。

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税されます。納付通知書が5月8日(月)から発送されます。

① 住所が変わったときは、手続きが必要です。

▼札幌道税務所自動車税部および運輸支局で変更手続きをお願いします。

問合せ先

役場住民課生活環境係
☎574・2213

対象地域▽茂岩新和町、茂岩本町、茂岩栄町、茂岩末広町、中央新町、中央若葉町、豊頃旭町、豊頃南町、豊頃佐々田町、十弗宝町、大津元町、大津幸町、大津寿町、大津港町

詳しくは、役場住民課生活環境係までお問い合わせください。

問合せ先

十勝総合振興局納税課
☎0155・27・8533

② 自動車を売却したとき

▼運輸支局で移転登録をお願いします。

③ 自動車を廃車したとき

▼運輸支局で抹消登録をお願いします

各種登録手続きについては、北海道運輸局ホームページ(<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/>)をご覧ください。

自動車税種別割の納税についてのご相談は、十勝総合振興局まで。

問合せ先

役場福祉課福祉係
子育て支援所

☎574・2214
☎574・3931